

■ バリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置について ■

○要件（次の(2)～(4)のいずれかに該当する方が居住される場合）

- (1)新築された日から十年以上を経過した居住の用に供する住宅（賃貸住宅は除く）で、平成28年4月1日から平成32年3月31日までに一定の要件を満たすバリアフリー改修（居住安全改修工事）が行われたもの
- (2)65歳以上の方（改修工事完了の年に65歳になる方も含む）
- (3)要介護認定又は要支援認定を受けている方
- (4)身体障害者手帳をお持ちの方

○次の工事で補助金や介護保険からの給付を除く自己負担額が30万円以上の改修工事 ※平成25年4月1日以降に工事が完了したものは、自己負担額が50万円以上

- (1)廊下の拡張
- (2)階段の勾配緩和
- (3)浴室の改良
- (4)便所の改良
- (5)手すりの設置
- (6)床の段差解消
- (7)引戸への取替
- (8)床表面の滑り止め化

○減額される額

改修家屋に係る翌年度分の固定資産税1/3相当額（100㎡上限）

○手続き

※原則として、改修工事完了後3ヶ月以内に申告が必要になります。

- イ. バリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額申告書
- ロ. 納税者の住民票・高齢者の住民票・被保険者証の写し（介護保険等）・障害者であることを証明する書類（障害者手帳等）・補助金給付決定書等
- ハ. 工事内容がわかる書類（工事明細書・改修箇所の図面・改修前後の写真等）
- ニ. 工事費用がわかる書類（契約書・領収書・工事費明細書等）